

農民年金制度の採用

Egon Schäfer

(オーストリア)



筆者は最も重要な規定、しかも、農民の年金保険にとって最も特色のある規定について述べている。その規定は1969年12月12日付の法律（農民年金保険法—B-PVC）に示されており、農業と林業の自営業者に対する年金保険を定めている。

その法律は退職給付（Ausgedinge）の形で、労働から引退した農民の老齢給付に、生計費を賄うある補足的給付を加えただけにすぎない1958年の農業補足年金保険法（LZVG）を廃止している。新しい法律は、従来の不適切なしかも時代遅れの補足的な制度を、ある完全な年金保険に取替えている。

拠出は農業的な事業経営のもっている単位で設定された価値に対して、段階的な比例方

式で算出される。被保険者は所得によって20等級に分けられる。これらの等級に応じて、給付額は異なる。

この制度に含まれた最も重要な変化の1つは、所得に結びつけられたあるスケールによる給付の採用である。この分野におけるこの方法により、老齢年金も過去に取得した所得で決定され、その年金は平均的な所得に対応して毎年調整されるであろう。農民年金保険制度は被保険者の拠出、農業および林業による事業の租税、および連邦政府からの補助金で財源を調達する。

オーストリア農民疾病保険公社が農民の拠出を徴収する。最も目立つものは連邦政府による財源負担の参加で、連邦政府は1975年にその制度の年金に要する全費用の約68%を調

達するであろう。この財源調達方式に改正が必要とされるならば、将来改正が行なわれるであろう。

この新しい年金保険制度は、農業と林業における労働力構成に影響を与えるに相違ない。農民は老齢時に多数の児童によって扶養される必要がある。社会的構成にどのような影響があるのかについて、まだ予想することはできない。

基本的な制度の補足として、新しい法律はより広範なしかも追加的な保険の形で、ある任意的な制度を規定している。

廃疾年金に付随する諸給付について、法律は健康保護とリハビリテーションにかんする規定を含んでいる。

新しい法律がいかにかに満足すべきものであるかを、将来の成果が示してくれるであろう。

Die Realisierung der Bauern-Pensionsversicherung, *Soziale Sicherheit*, No. 10, 1970, pp. 335—340; No. 49, '71.